

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある 外来種リスト

侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストです。

特定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはなりません。今後の外来種対策の基礎的資料として、様々な主体への適切な行動を呼びかけるものです。

各主体における対策の検討・実施に資するよう、対策の方向性から以下のカテゴリに分類します。

定着を予防する外来種(定着予防種)

国内に未定着であるが、定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

定着予防種【侵入予防種】

定着予防種の中でも、国内に未侵入であり、特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要のある種。

総合的に対策が必要な外来種(総合対策種)

国内に定着が確認されているもので、生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、分布拡大の防止、野外での防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

総合対策種【重点対策種】

総合対策種の中でも、特に甚大な被害が予想されるため、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い種。

総合対策種【緊急的防除種】

重点対策種の中でも、特に、対策の緊急性が高く、防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等一定の知見の集積があり、対策の実効性・実行可能性が高いもの。各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行うことをよびかける。

適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を記載し、適切な管理をよびかける。

掲載種は、定着段階を「未定着」「定着初期/限定分布」「分布拡大期～まん延期」の3段階で示します。(「小笠原及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種」「感染症・寄生物」は別途整理します。)各段階での対策目標の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・「未定着」:監視と予防等による、未定着状態の維持
- ・「定着初期/限定分布」:国内からの根絶、分布拡大の阻止
- ・「分布拡大期～まん延期」:地域的な根絶(取り除き)、生物多様性保全上重要な地域への拡大の阻止、被害影響の低減等
- ・「感染症・寄生物」:個別の状況に応じた対応の検討
- ・「小笠原・南西諸島」:小笠原諸島及び南西諸島においては、現在生息・生育する島での影響低減と封じ込め、種によっては根絶。